

条 例

埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第七号

埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例

(埼玉県吏員恩給条例の一部改正)

第一条 埼玉県吏員恩給条例(昭和八年埼玉県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第六十二条 次の各号に掲げる子に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「未成年ノ子」とあるのは「二十歳未満ノ子(婚姻シタル子ヲ除ク)」と、「ナキ成年ノ子」とあるのは「ナキ二十歳以上ノ子(婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム)」とする。

一 埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例(令和四年埼玉県条例第七号)の施行の日(以下この条において「改正条例施行日」という。)の前日において第二十二条第一項及び第二項の規定による増加退隠料について同条第五項において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 同条第三項から第五項までの規定

二 改正条例施行日の前日において第三十一条第一項の規定による扶助料について第三十三条第二項において準用する恩給法第七十五条第二項及び第三十条第三項の規定による加給の原因となる未成年の子がある場合における当該子 同項の規定

2 改正条例施行日の前日において未成年の子について給与事由が生じている第三十一条第一項の規定による扶助料に係る当該子に対する同項並びに第三十二条及び第三十八条第一項の規定の適用については、第三十一条第一項中「未成年ノ子」とあるのは「二十歳未満ノ子(婚姻シタル子ヲ除ク)」と、「成年ノ子」とあるのは「二十歳以上ノ子(婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム)」と、第三十二条及び第三十八条第一項第四号中「成年ノ子」とあるのは「二十歳以上ノ子(婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム)」とする。

(埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例(昭和五十一年埼玉県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第一号中「をいう」の下に「。次号において同じ」を加え、「(十八歳以上二十歳未満の子にあつては心身に著しい障害がある者である子に限る。)」を削り、同項第二号中「(前号に規定する子に限る。)」を削る。

附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日において埼玉県吏員恩給条例第三十三条第一項第一号に規定する扶助料について第二条の規定による改正前の埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例(昭和五十一年埼玉県条例第五十三号)附則第六条第一項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する埼玉県吏員恩給条例第三十三条第三項及び第二条の規定による改正後の埼玉県吏員恩給条例等の一部を改正する条例(以下この条において「新昭和五十一年改正条例」という。)附則第六条第一項の規定の適用については、埼玉県吏員恩給条例第三十三条第三項中「未成年ノ子」とあるのは「二十歳未満ノ子(婚姻シタル子ヲ除ク)」と、「ナキ成年ノ子」とあるのは「ナキ二十歳以上ノ子(婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム)」と、新昭和五十一年改正条例附則第六条第一項第一号中「である子」とあるのは「である子(十八歳以上二十歳未満の子(婚姻した子を除く。))にあつては心身に著しい障害がある者である子に限る。）」と、同項第二号中「である子」とあるのは「である子(前号に規定する子に限る。)」とする。